

○南風原町立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則

昭和61年7月1日教育委員会規則第5号

別表第1（第2条関係）

学校名	指定通学区域
南風原小学校	字宮平（ただし、北丘小学校区を除く。）
津嘉山小学校	字兼城（ただし、北丘小学校区及び津嘉山小学校区並びに翔南小学校区を除く。）
北丘小学校	字兼城（ただし、県営第2団地自治会） 字本部（281～348） 字津嘉山
翔南小学校	字与那覇、字宮城、字大名、字新川 字宮平（233～569—3、570—1～571、588～590、608—3、608—5～608—8、609～614—1、614—3～641、641—2～643—5、645—2、646—2～667） 字兼城（321—2、336、351～352—17、427—4～427—6、429～431—11）
	南星中学校区から津嘉山小学校の校区を除く。

別表第2（第2条関係）

学校	指定通学区域
南風原中学校	字与那覇、字宮城、字大名、字新川、字宮平、字兼城（県営第一団地、県営第二団地、兼本ハイツを除く。）
南星中学校	字本部、字喜屋武、字照屋、字津嘉山、字山川、字神里、県営第一団地、県営第二団地、兼本ハイツ

（資料）

南風原町立学校指定通学区域

団地名	行政区地番
県営第1団地	兼城 706、707、709、711 本部 142、143、144、148—2、149、150、155—2 照屋 13、14、18、19—1
県営第2団地	兼城 503、540

	<p>本部 302</p> <p>津嘉山 1116</p>
兼本ハイツ	<p>兼城 585—2、608～608—36、609—1～609—52、660～660—8、661～661—24</p> <p>本部 414—1～414—5、421—1～421—107、437—1～437—8、434—2～434—50、439—2～3、440、461—2～461—72、461—74～461—101、480—1～480—14</p>